

議案第 5 4 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「含む」の次に「。次条第 2 項において同じ」を加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 7 条を次のように改める。

（保健事業）

第 7 条 市は、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 2 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げるものを行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保健事業として40歳以上の被保険者に対する生活習慣病の健康診査等を実施することとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。